

能登町防災備蓄計画

《改定》

令和 8 年 3 月

能 登 町

能登町防災備蓄計画 目次

第1章	計画の目的	1
第2章	備蓄の基本的な考え方	2
2-1	基本的な考え方	2
(1)	町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進	2
(2)	協定による流通備蓄	2
(3)	公的備蓄	2
第3章	町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進	3
3-1	町民による備蓄	3
3-2	自主防災組織による備蓄	4
3-3	事業所等による備蓄	4
第4章	協定による流通備蓄	5
第5章	公的備蓄	5
5-1	対象者	5
(1)	地震で想定される被害	5
(2)	備蓄物資支給対象者	6
5-2	備蓄品目の選び方	7
5-3	目標数	9
(1)	食料及び飲料水	10
(2)	生活必需品	10
(3)	資機材	11
(4)	防災品	12
(5)	備蓄物資の整備	13
第6章	備蓄物資配備計画	14
6-1	基本的な考え方	14
(1)	集中備蓄拠点	14
(2)	分散備蓄拠点	15
6-2	拠点別の備蓄物資の配分	18
(1)	備蓄物資配分の考え方	18
(2)	備蓄物資配備計画	19
第7章	備蓄物資の運用	20
7-1	備蓄物資購入計画	20
7-2	備蓄物資の管理	20
7-3	物資配送体制の構築	20

第1章 計画の目的

地震等の大規模災害が発生した場合には、住民自らが備える「自助」を基本とするものの、自助による食料や生活物資の確保には限界があることから、地方公共団体が物資を調達し、緊急物資として住民に供給する役割を担うこととなる。

令和6年能登半島地震では、能登町全域が被災し、道路の寸断等により避難所への食料や生活物資の供給が滞る事態が生じた。また、多数の避難者の発生により、町が備蓄していた物資が不足するなど、備蓄体制に関する課題が明らかとなった。

本計画は、これらの教訓を踏まえ、防災備蓄及び物資調達に関する基本的な考え方を整理するとともに、備蓄場所や備蓄品目の点検を行い、計画的かつ適切に備蓄物資を配備することにより、災害発生時における円滑な物資供給体制の確保を図ることを目的として策定するものである。

◆◆見直しの背景◆◆

町における防災備蓄（以下「公的備蓄」という。）については、本計画の策定以降、学校等の指定避難所に分散備蓄を進めるとともに、自主防災組織に対する防災資機材整備の支援を行うなど、地域防災力の向上に努めてきたところである。

しかしながら、本計画策定後、本町における人口動態や指定避難所の状況に変化が生じているほか、近年の災害においては、避難者の健康確保やプライバシーへの配慮など、避難所の生活環境の向上を重視した運営が必要となっている。

特に、令和6年能登半島地震においては、多数の避難者を受け入れる中で、避難者の生活環境の確保や感染症対策などに配慮した避難所運営が必要となり、避難所の質の向上を意識した備蓄の重要性が改めて認識されたところである。

さらに、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨による被災を踏まえ、今後想定される災害の規模や被害の態様を見据えたうえで、それに対応した備蓄品目、備蓄数量及び保管方法について検討することが重要となっている。

このような状況を踏まえ、災害対策基本法、能登町地域防災計画等との整合を図りつつ、本町における防災備蓄の基本的な方針、備蓄品目及び備蓄数量等の見直しを行い、本計画を改定するものである。

なお、今後においても、被害想定の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

第2章 備蓄の基本的な考え方

令和6年能登半島地震では、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から、被災地域内の物流・流通機能等が停止し、被災地外から孤立した状態が続き、公的備蓄が早期に枯渇した課題があった。

そのため、災害発生後、被災地外からの支援活動が本格化するまでの間は、被災地の地域内の備蓄物資及び地域内からの調達物資で避難生活を賄う必要がある。自助・共助の考え方に基づき住民、事業所においては、日頃から、被災直後に必要な物資を備えておくことが必要である。

避難生活に必要な物資は、基本的に自助・共助の考え方に基づいて確保されるものとするが、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、公助の考え方に基づき、町は災害発生に備えた補完的な備蓄として、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄する。加えて、民間事業者等の活用により物資の輸送・管理体制の強化を進める。

2-1 基本的な考え方

町では、備蓄に対する基本的な考え方を以下のように取りまとめ、この基本的な考え方に従って備蓄していくこととする。

(1) 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。令和6年能登半島地震のように公的備蓄が不足する可能性もあるため、町民・事業所においては、最低3日分の食料等に加え、日用品をある程度買い置きしておくことを推進する。

また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から自治会等を単位として組織する自主防災組織に対しては補助金を交付し、適切な品目を備蓄するよう促す。

(2) 協定による流通備蓄

災害時に備えて、民間事業者及び他自治体等と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下、「流通備蓄」という。）を速やかに調達できる体制を整え、避難所等へ配分することとする。災害発生時には迅速に支援を要請することとする。

(3) 公的備蓄

大災害や局地的な災害時に備えて、常に必要な物資を避難所等に配備、配送できる環境を確保する。民間事業者や協定等を活用した物資輸送・管理体制の強化を図る。

第3章 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄

3-1 町民による備蓄

町では、町民による家庭内備蓄（以下、「町民備蓄」という。）を推進しており、より一層の町民備蓄の向上を目指して、積極的に広報や啓発を進めていくこととする。

★ ローリングストック法

町民備蓄では、普段から購入している食料や飲料水等を計画的に使用し、使用した分だけ新たに買い足すという方法で、最低3日分の備蓄を行う。

★ 災害時に生活するために必要と考えられる物資については、リュックサック等にまとめて、すぐに持ち出せるように備えておく。

★ 各家庭や地域で普段使用している様々な備品・資機材は、避難所で有効活用する。（例：鍋、釜、バケツ、カセットコンロ、アウトドア用品、発電機、テントなど）

家庭での備蓄品（例）

■ 基本的な備え

- ・ 3日分の食料・飲料水
（米、アルファ米、インスタント麺、缶詰、レトルト食品、乾麺等）
- ・ 毛布、寝袋
- ・ トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- ・ 燃料（卓上コンロ、ガスボンベ、ろうそく等）
- ・ 予備のメガネ、補聴器
- ・ 衛生用品（マスク、消毒液、ウェットティッシュ等） など

■ こどものための備え

- ・ 食料（粉ミルクもしくは液体ミルク、離乳食）、哺乳瓶
- ・ おむつ、おしりふき
- ・ 抱っこ紐、こども用の靴

■ 女性のための備え

- ・ 生理用品、サニタリーショーツ
- ・ ごみ袋

■ 高齢者のための備え

- ・ おむつ
- ・ 介護食
- ・ 入れ歯、入れ歯用洗浄液
- ・ 杖、補聴器

非常時の持出品 (例)	・ 非常食（缶詰、お菓子、栄養補助食品、保存食等）、飲料水 ・ 貴重品（通帳、印鑑、キャッシュカード、保険証、運転免許証等） ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話の充電器 ・ 救急医薬品、常備薬、お薬手帳 ・ ヘルメット、軍手、ライター、ハサミ、万能ナイフ ・ 防寒用品、衣類（下着等） ・ 携帯トイレ、衛生用品 など
----------------	---

3－2 自主防災組織による備蓄

自主防災組織については、災害時に情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の活動を行う。

これらの活動については、町が交付する「能登町自主防災組織育成事業補助金（自主防災組織育成補助事業）」等を活用し、備蓄に努めるよう促す。

3－3 事業所等による備蓄

事業所等においても、町民備蓄と同様に、防災の原則に基づき、従業員等3日分の食料や飲料水等の備蓄を促す。

その他、施設の管理者は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や施設内収容物の転落・落下防止対策に取り組み、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう資機材を備蓄し、従業員等の安全確保に努めなければならない。

第4章 協定による流通備蓄

町では、企業や自治体等と事前に協定を締結し、流通備蓄を速やかに調達できる体制を整備している。

流通備蓄に関する協定先については、食料、飲料水、生活必需品、燃料等の物資の調達について、町内外の業者と協定を締結している他、災害時等における対策全般において様々な業種の企業や団体等と協力協定を締結している。

また、災害時応援協定については、災害の状況、規模に応じた迅速な応援が期待できることから、姉妹都市である千葉県流山市、宮崎県小林市、長野県上水内郡信濃町と自治体協定を締結している。

現在の災害に関する協定の締結状況は別紙のとおりである。

第5章 公的備蓄

この項目では、公的備蓄の品目、目標数の算出について記述する。

また、公的備蓄品の計画にあたっては、令和6年能登半島地震の経験から、道路の寸断等により物流が機能せず発災後3日間は被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、発災後3日間においては流通備蓄、他自治体等の応援を含む救援物資はないものと想定し、公的備蓄品を整備することとする。

5-1 対象者

令和7年7月1日施行（一部規定は6月4日施行）の災害対策基本法等の一部を改正する法律に係る施行通知（以下、「施行通知」という。）では、「想定し得る災害規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする」とされている。

本計画では、令和7年5月公表の石川県地震被害想定調査結果の避難者数に基づいた備蓄物資支給対象者数に対し、3日間の食料等を備蓄することを想定する。

（1）地震で想定される被害

石川県では、令和7年に石川県および周辺で発生した地震被害や国における学術的知見や活断層の評価を踏まえ、県内・隣県に位置する陸海域の9断層帯を選定し、地震の被害想定調査を実施している。

9つの断層帯のうち、能登町で最も被害が大きいと想定されるのが、「七尾湾東方断層帯（北上部に震源）」における地震である。当該断層帯による地震

の被害想定結果の中で、最も被害が大きいと想定される時期は冬・朝５時・強風のシーンであり、その被害想定結果は「表１」に示すとおりである。

避難者は計 6,368 人で、うち避難所避難者が 3,184 人、避難所外避難者（在宅避難、車中泊避難等）は 3,184 人が想定されている。

表１ 能登町の地震被害想定

区 分	建物被害		死者数 (人)	負傷者数 (人)	要救出者数 (人)	避難者（人）（※）		
	全壊 (棟)	半壊 (棟)				避難所避難者数 (人)	避難所外避難者数 (人)	
七尾湾東方断層帯（北上部に震源）	4,568	2,762	270	1,036	492	6,368	3,184	3,184

※避難者は、最大避難者数となる１週間後時点の数値
出典：石川県地震被害想定調査結果（令和 7 年 5 月公表）

（２） 備蓄物資支給対象者

本計画では、最も被害が想定されている七尾湾東方断層帯（北上部に震源）の地震による避難者数 6,368 人を基準として、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえて 7,000 人を備蓄物資支給対象者と想定する。

備蓄物資支給対象者	7,000 人
-----------	---------

5-2 備蓄品目の選び方

内閣府が示す被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）に加えて、災害時要配慮者や女性に配慮して、主に以下の考え方で品目を選定するものとする。また、令和6年能登半島地震で使用実績のある資機材なども備蓄することとする。

【基本8品目】

食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品

【品目の考え方】

・食料及び飲料水

調理不要食、アレルギー対応食、災害時要配慮者対応食、飲料水等

・生活必需品

毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品等

・資機材

避難所運営及び救出・応急救護等に係るもの又は自助・共助で備蓄することが困難なもののうち発災後3日以内に必要な資機材（医薬品等を含む）
また、積雪期を想定した資機材や防寒用品等

《参考》能登町地域防災計画 地震災害対策編 第2章 地震災害予防計画 抜粋

第9節 避難体制の整備

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

（2）指定避難所

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、特設公衆電話、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

第15節 食料及び生活必需品等の確保

3 食料及び生活物資の確保

町は、地震被害想定等を参考として、非常食の備蓄を図る。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、スーパー等関係業界と協定を締結するなど、震災発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第16節 積雪・寒冷対策

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄を図る。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、発電機等の備蓄を図る。

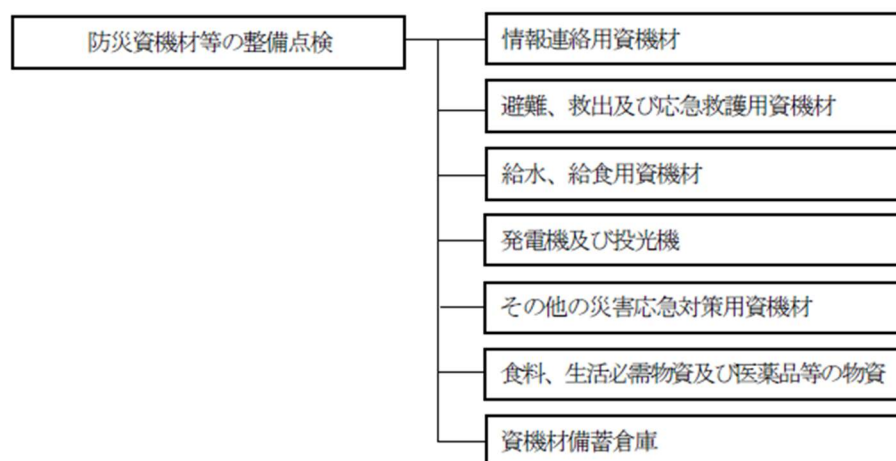
(2) 被災者及び避難者対策

町は被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第20節 防災資機材等の整備点検

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、それぞれの実情に応じて必要な防災資機材の整備及び物資の備蓄を図る。



2 情報連絡用資機材

町は災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置及びハンドマイク等の整備を図る。

3 避難、救出及び応急救護用資機材

町及び消防機関は、避難障害物除去、被災者の救出及び傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、チェンブロック、救命ロープ、救急医療セット、担架及びテント等の整備を図る。

4 給水、給食用資機材

町は断水世帯への給水、被災者等への給食のための食器、応急給水タンク及び炊き出し用具等の整備を図る。

5 発電機及び投光機

町は、災害現地等における応急活動を円滑にするため、可搬型発電機及び投光機の整備を図る。

6 その他の災害応急対策用資機材

町は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急用資機材の整備増強を図る。

5-3 目標数

備蓄物資支給対象者と備蓄品目の選び方を踏まえて、具体的な備蓄品目とその目標数を算出した。目標数算出に用いた人口割合は「表2」のとおりである。

また、分散備蓄とする品目は、6-1で示す分散備蓄拠点に分散備蓄することとし、それ以外の品目は6-1で示す集中備蓄拠点に備蓄することとする。分散備蓄拠点は、指定避難所のうち、小中学校等の広域避難所と公民館等の準広域避難所で構成される。

表2 目標数算出に用いた人口割合

年齢区分	人口	人口割合
全年齢	14,106 人	100.00%
3 歳～74 歳	9,578 人	67.90%
75 歳以上	4,423 人	31.36%
0 歳	29 人	0.21%
1・2 歳	76 人	0.54%
3 歳	45 人	0.32%
12 歳～55 歳の女性	1,768 人	12.53%

※四捨五入により数値が整合しない箇所がある
人口：令和7年4月1日時点の能登町年齢別人口統計表

(1) 食料及び飲料水

品 目	対 象	算定式	目標数	分散備蓄
アルファ化米 ※1	全員	7,000 人×3食×3日	63,000 食	●
お粥	1・2 歳 75 歳以上	7,000 人×31.9%×3食×3日	20,093 食	●
液体ミルク ※1、2	0 歳	7,000 人×0.2%×1L×3日 ×1/2	22L	●
粉ミルク ※1、2	0 歳	7,000 人×0.2%×1人1日当 たり必要量(140g)×3日間 ×1/2	3,022g	
飲料水	全員	7,000 人×3L×3日	63,000L (31,500 本/2L)	●

※1 算定式は施行通知を参照した。

※2 液体ミルクと粉ミルクを1：1の割合で備蓄することとする。

(2) 生活必需品

品 目	対 象	算定式	目標数	分散備蓄
毛布 ※3	避難所避難者	3,500 人×2枚	7,000 枚	●
生理用品 ※3	12～51 歳 女性	7,000 人×12.53%×1人7日 当たり必要量30枚×1/7 ×1/4×3日間	2,820 枚	●
紙おむつ (乳幼児) ※3	0 歳～2 歳	7,000 人×0.74%×8枚 ×3日間	1,251 枚	●
紙おむつ (大人) ※3、4	要介護避難者	7,000 人×0.005×8枚 ×3日間	840 枚	●
簡易トイレ	全員	7,000 人／50 人×1台 (50 人に1台)	140 個	●
携帯トイレ ※5	紙おむつ 非利用者	紙おむつ非利用者×5% ×5回×3日間	5,185 個	●
トイレット ペーパー※3	避難所避難者	3,500 人×0.18 ロール ×3日間	1,890 ロール	●
哺乳瓶	0 歳	7,000 人×0.2%	14 個	

※3 算定式は施行通知を参照した。

- ※4 避難者のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの（阪神・淡路大震災時の避難所調査において、一時点における避難者数に占める要介護高齢者避難者数の割合が約 0.005 だったことに基づく）
- ※5 避難所に設置されているトイレが使用できない場合を想定しており、組立トイレ、簡易トイレで不足する場合に携帯トイレを使用する。（紙おむつ非利用者の 5%とし、1 日 5 回/人を想定）

（３） 資機材

品 目	算定式	目標数	分散備蓄
パーテーション	避難所避難者数／2人×1セット (2人に1セット)	1,750 セット	●
懐中電灯兼ランタン	(指定避難所(広域)(12)＋指定避難所(準広域)(16))×4個	112 個セット	●
トイレカー	1 台	1 台	
組立トイレ（洋式） ※6	指定避難所(広域)(12)×2基	24 基	●
石油ストーブ ※7	指定避難所(広域)(12)×2台	24 台	
発電機（中型） ※7	指定避難所(広域)(12)×2台	12 台	
発電機（小型）	指定避難所(広域)(12)×2台	12 台	●
ガソリン携行缶 ※7	発電機×1缶	24 缶	
投光器	発電機×2器	48 器	●
車椅子	指定避難所(広域)(12)×1台	12 台	
カセットコンロ	指定避難所(広域)(12)×2台	24 台	
カセットガスボンベ	カセットコンロ(24)×6缶	144 缶	
簡易ベッド	3,500 人×1台 (避難所避難者へ支給想定)	3,500 台	●

品 目	算定式	目標数	分散備蓄
コードリール	指定避難所(広域)(12)×2個	24 個	
折畳式リヤカー	指定避難所(広域)(12)×1台	12 台	
担架	指定避難所(広域)(12)×1台	12 台	
災害救助工具 ※8	集中備蓄拠点に12指定避難所(広域)を保管	12 セット	

※6 避難所に設置されているトイレが使用できない場合を想定しており、「石川県避難所運営マニュアル策定指針(平成18年3月)石川県環境安全部消防防災課」では、仮設トイレ配置の目安は100人に1基の割合となっている。このことから、本町では70基の配置が目安となるが、紙おむつ利用者や簡易トイレ、携帯トイレ等の使用を考慮し、指定避難所(広域)に組立式の洋式トイレを2基配置することを想定する。

※7 寒冷対策として、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、電力供給が遮断された場合における暖房設備等の電源確保のため、発電機等の備蓄を図る。

※8 避難、救出及び応急救護用資機材として、チェンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、チェンブロック、バール、ハンマーなどの災害救助工具の備蓄を図る。

(4) 防災品

品 目	算定式	目標数	分散備蓄
プラコップ	7,000 人×2個/日×3日分	42,000 個	
ブルーシート	指定避難所(広域)(12)×20 枚+指定避難所(準広域)(16)×10 枚	400 枚	

（５） 備蓄物資の整備

令和６年能登半島地震において、公的備蓄の備蓄物資を使用した、支援物資により一部充足している品目もある。町で保管している備蓄物資の数量の整理を進めながら、必要な物資を整備していく。

食料等、生命に直接関わるものから優先的に整備することとし、財政負担を少なく管理の負担を低減するよう努め、かつ、効率的な備蓄に努めることとする。このため今後の整備にあたっては循環備蓄（※９）の考え方を取り入れていく。その際、一部の備蓄物資には保存期限があるため、定期的に更新する必要がある、期限間近の物資については、町や地域の防災訓練等に活用することとする。

また、災害時における発電機や災害対応車両等の燃料については、協定先からの支援のみならず、町で備蓄できる施設の設置等について検討していく。

※９ 災害時に活用できる在庫や日用品を循環させながら備蓄するという意味で、日常的に消費する品目を多めに備蓄し、定期的に消費しながら補充する備蓄方法。

ア 食料及び飲料水

アルファ化米、お粥、飲料水については、５年間の賞味期限を有するもので、４年目・５年目の年度内において、町及び地域の防災訓練や講習会等で使用する。粉ミルクや液体ミルクについては、１年６ヶ月間の賞味期限を有するもので１年経過したものについては、関係部局等に提供する。

イ 生活必需品

生活必需品の備蓄品目は、個別対応が必要となる年代等を考慮し設定した。

また、避難所におけるウイルス対策を想定した備蓄を推進する。

ウ 資機材

避難所運営資機材・救助資機材については、生命に関わる食料・飲料水、生活必需品を優先とするが、ウイルス対策資機材、寒冷及び停電対策資機材については食料等と同様に優先的に備蓄する。

エ その他備蓄品

本計画では、主に避難所生活を行う上で最低限必要と考えられる備蓄品目を選定しているが、避難者等のニーズは多種多様であり、必ずしも十分なものはなっていない。

このため、備蓄品目については適宜検討することとし、様々な災害に備えて適切な備蓄に努めるものとする。

第6章 備蓄物資配備計画

6-1 基本的な考え方

町では、平成24年度に本計画策定後、集中的配置から分散備蓄配置を基本として備蓄物資を配備している。

令和6年能登半島地震では、避難所に多数の人が集まり、物資を迅速に供給する必要性が生じていた。

このため、指定避難所である、小中学校等の広域避難所と公民館等の準広域避難所を分散備蓄拠点（※10）として備蓄物資を分散配置することとする。

しかしながら、分散備蓄拠点だけでは備蓄物資を保管するスペースに限りがある。分散備蓄拠点では保管できない備蓄物資は集中備蓄拠点（※11）において保管することとする。令和6年能登半島地震では支援物資の集配拠点において物資の運搬が非効率であった課題を踏まえて、支援物資の集配拠点も兼ねる新集中備蓄拠点を整備する計画である。

※10 分散備蓄拠点

災害時に備蓄物資支給者に対し、速やかに必要不可欠な物資を支給できるように町立小中学校や公民館などの空きスペースを利用して備蓄を行う。

※11 集中備蓄拠点

備蓄量の増加を考慮し、資機材など分散備蓄拠点には配置が適さない物資や、分散備蓄とする物資のうち2日分を配置する防災備蓄倉庫のことを指す。また、発災時には救援物資等の集配拠点としても使用する想定である。

（1） 集中備蓄拠点

備蓄倉庫名	所在地
能登町防災備蓄倉庫 (旧上町保育所)	能登町字天坂い部65番地 ※災害時物資拠点機能強化のため新防災備蓄 倉庫を計画中

集中備蓄拠点は、複数候補地の中から、敷地面積や役場等の災害対応拠点からのアクセス性、車両の進入経路等を考慮して、「ながさかパーク」が適地と評価し、ながさかパークに建設する方向で検討する。

(2) 分散備蓄拠点

宇出津地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
町立宇出津小学校	能登町字宇出津△字1番地	広域
町立能都中学校	能登町字藤波14字35番地	広域
能都第二体育館 (能都中学校敷地内)	能登町字藤波14字35番地	広域
コンセールのと (宇出津公民館)	能登町字宇出津ト字29番地2	準広域
崎山山村開発センター	能登町字崎山1丁目1	準広域

三波地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
屋内テニスコート (WAVEのと)	能登町字藤波23字1番地	広域
三波公民館	能登町字波並3字113番地	準広域

高倉地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
真脇ポーレポーレ	能登町字真脇19字110番地	広域
高倉公民館	能登町字姫12字36番地	準広域

神野地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
神野公民館	能登町字鶴町11-13-1	準広域

鵜川地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
町立鵜川小学校	能登町字鵜川25字28番地	広域
鵜川公民館	能登町字鵜川18-128	準広域

瑞穂・宮地地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
瑞穂公民館	能登町字瑞穂 1 0 - 1 6 6	準広域

柳田地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
町立柳田小学校	能登町字柳田礼部 1 0 0 2 番 1 地	広域
町立柳田中学校	能登町字柳田礼部 3 番地	広域
柳田公民館	能登町字柳田仁部 5 4	準広域

小間生地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
小間生公民館	能登町字小間生梅部 8 9 番地 1	準広域

上町地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
上町公民館	能登町字上町 8 - 5 0 5	準広域

岩井戸地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
岩井戸公民館	能登町字黒川 2 6 号 1 1	準広域

松波地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
町立松波小学校	能登町字松波 1 5 字 8 0 番地 ※建て替え後の校舎に備蓄予定	広域
町立松波中学校	能登町字松波 1 6 字 2 6 番地	広域
松波公民館 内浦総合支所	能登町字松波 1 3 字 7 5 番地 1	準広域

不動寺地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
不動寺公民館	能登町字不動寺 8 - 2 0 0 - 1	準広域

秋吉地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
秋吉公民館	能登町字秋吉 7 - 5 7 ※建て替え後に備蓄予定	準広域

白丸地区

備蓄倉庫名	所在地	区分
白丸公民館	能登町字白丸 2 - 1 7	準広域

小木地区

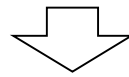
備蓄倉庫名	所在地	区分
町立小木小学校	能登町字小木 4 字 1 6 番地	広域
能都中学校小木校舎 (旧小木中学校)	能登町字小木 1 丁目 1 番地	広域
小木地域交流センター 小木公民館 小木支所	能登町字小木 1 5 - 3 0 - 1	準広域

6-2 拠点別の備蓄物資の配分

(1) 備蓄物資配分の考え方

備蓄物資は、以下の考え方に基づき、前述の備蓄倉庫に備蓄する。「表4」のとおりとする。

- ア. 全備蓄物資のうち分散備蓄が望ましい品目（食料及び飲料水、生活必需品など）は、分散備蓄拠点へ1日分を配備する。
配分に当たっては、地区別人口比率及び年齢区分別人口比率を乗じて、地区ごとに配分し、地区内では想定収容避難者数に基づき配備する。



- イ. 残りの備蓄物資は集中備蓄拠点に配備する。

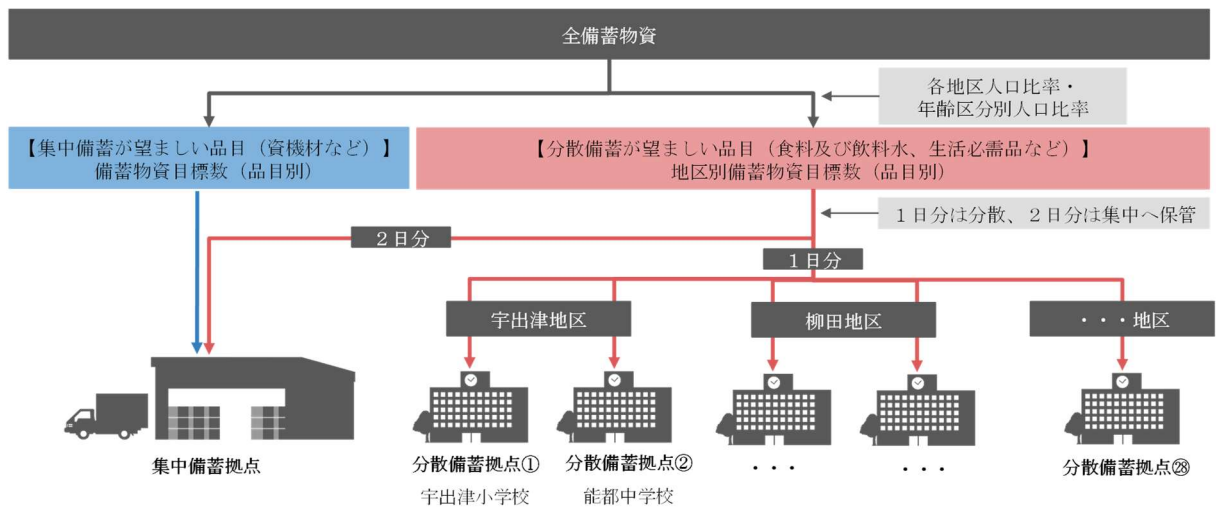


表 4 能登町の地区別人口構成比及び備蓄倉庫一覧（A は分散備蓄とする物資量）

地域区分	地区区分	①地区人口 (人)	②地区人口 構 成 比 (%)	③地区配分量 (%) ※分散備蓄物資	備 蓄 倉 庫
能登町	全地区	14,106	100	$A \times 2/3$	能登町防災備蓄倉庫 (集中備蓄拠点)
能都地区	宇出津	3,482	24.7	$A \times 24.7\% \times 1/3$	町立宇出津小学校
					町立能都中学校
					能都第二体育館
					コンセールのと (宇出津公民館)
					崎山山村開発センター
	三波	592	4.2	$A \times 4.2\% \times 1/3$	屋内テニスコート
					三波公民館
	高倉	919	6.5	$A \times 6.5\% \times 1/3$	真脇ポーレポーレ
					高倉公民館
	神野	384	2.7	$A \times 2.7\% \times 1/3$	神野公民館
柳田地区	柳田	1,164	8.3	$A \times 8.3\% \times 1/3$	町立柳田小学校
					町立柳田中学校
					柳田公民館
	小間生	314	2.2	$A \times 2.2\% \times 1/3$	小間生公民館
	上町	814	5.8	$A \times 5.8\% \times 1/3$	上町公民館
内浦地区	松波	1,693	12.0	$A \times 12.0\% \times 1/3$	岩井戸公民館
					町立松波小学校
					町立松波中学校
					松波公民館 内浦総合支所
	不動寺	409	2.9	$A \times 2.9\% \times 1/3$	不動寺公民館
	秋吉	255	1.8	$A \times 1.8\% \times 1/3$	秋吉公民館
	白丸	518	3.7	$A \times 3.7\% \times 1/3$	白丸公民館
	小木	1,848	13.1	$A \times 13.1\% \times 1/3$	町立小木小学校
					町立小木中学校
					小木地域交流センター 小木公民館 小木支所

※四捨五入により地区人口構成比が 100%となっていない
地区人口：令和 7 年 4 月 1 日時点の能登町年齢別人口統計表

(2) 備蓄物資配備計画

各備蓄倉庫における計画備蓄数量は前述の考え方にに基づき配分し、詳細については「能登町防災備蓄品一覧表」のとおりとする。

第 7 章 備蓄物資の運用

7－1 備蓄物資購入計画

備蓄物資の購入については、年度によって偏ることがないように、計画的に購入する。

食料及び飲料水については、品目ごとに保存年限が異なるが、循環備蓄を基本とし保存可能年数の 1 年分以上に相当する量を毎年購入する。充足していない生活必需品、資機材等については、順次整備していく。

上記に加えて、災害発生後に応援職員が派遣されることを踏まえ、町役場や消防署等に応援職員用の備蓄を適宜行うこととする。

7－2 備蓄物資の管理

備蓄物資の管理については、民間事業者のノウハウを活かして、効率的な管理を行うこととする。

7－3 物資配送体制の構築

民間事業者や関係機関との協定等を活用して、備蓄物資や支援物資の配送体制の構築を進める。それにより、災害時の物資輸送・管理体制の強化を図る。

能登町防災備蓄計画

平成 2 4 年 8 月 策定

令和 3 年 3 月 改定

令和 8 年 3 月 改定

発行：能登町

編集：能登町総務課危機管理室

〒927-0492 能登町字宇出津卜字 50 番地 1

電話：0768-62-8533（直通）